

広島県告示第百九十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部土木整備管理課及び広島県東部建設事務所三原支所において、平成二十二年三月二十五日までの間、縦覧に供する。

平成二十二年三月十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

大草三原線

三 道路の区域

区 間	新 旧	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
三原市高坂町真良一八一番地先から 三原市高坂町真良一四五番一地先まで 三原市高坂町真良一三二六番一地先から 三原市高坂町真良一四五番一地先まで	旧	三・七〇〇 二 五・〇〇〇 一・一〇〇 〇 六二・八〇〇	八四五・〇〇 七三〇・〇〇	
三原市高坂町真良一三二六番一地先から 三原市高坂町真良一四五番一地先まで	新	一一・一〇〇 〇 六一・八〇〇	七三〇・〇〇	ダブルウェイ 解除 不用物件延長 八四五・〇〇 メートル